

地方公共団体情報システム標準化基本方針 (案)

令和 4 年 (2022 年) 10 月

目次

第 1	はじめに	1
第 2	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項（標準化法第 5 条第 2 項第 1 号）	1
2.1	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義	1
2.2	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標	2
第 3	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（標準化法第 5 条第 2 項第 2 号）	5
3.1	標準化対象事務の範囲	5
3.2	標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加	6
3.3	推進体制	6
3.3.1	制度所管府省の役割及び連携	6
3.3.2	地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議	7
3.4	標準化法に基づく意見聴取等	7
3.4.1	基本方針の作成及び変更に係る意見聴取（標準化法第 5 条第 4 項）	7
3.4.2	標準化基準の作成及び変更に係る意見聴取等（標準化法第 6 条第 3 項及び同第 7 条第 3 項）	7
3.4.3	その他の意見聴取等	8
第 4	共通標準化基準に関する基本的な事項（標準化法第 5 条第 2 項第 3 号）	8
4.1	データ要件・連携要件に関する標準化基準に係る事項（標準化法第 5 条第 2 項第 3 号イ）	8
4.1.1	データ要件の標準	8
4.1.2	連携要件の標準	8
4.1.3	機能標準化基準との関係	9
4.1.4	標準準拠システム以外のシステムとの関係	9
4.2	サイバーセキュリティ等に係る事項（標準化法第 5 条第 2 項第 3 号ロ・ニ）	10
4.3	ガバメントクラウドの利用に係る事項（標準化法第 5 条第 2 項第 3 号ハ）	10
4.3.1	ガバメントクラウドの位置付け	10
4.3.2	ガバメントクラウド上に構築することができるシステム	11
4.3.3	ガバメントクラウドの調達及び提供方式	11
4.3.4	ガバメントクラウドの利用	11
4.3.5	責任分界の考え方	12
4.4	共通機能の標準に関する事項（標準化法第 5 条第 2 項第 3 号ニ）	14
4.4.1	共通機能の標準	14
4.4.2	ドキュメントの版管理	15
第 5	標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化法第 5 条第 2 項第 4 号）	15
5.1	機能標準化基準	15
5.1.1	機能標準化基準の策定方針	15
5.1.2	機能標準化基準の変更方針	18

5.1.3	機能標準化基準への適合性の確認（標準化法第9条第1項）	19
5.1.4	機能標準化基準の検討体制	20
5.2	共通標準化基準	20
5.2.1	共通標準化基準の策定及び変更	20
5.2.2	共通標準化基準の適合性の確認	20
5.2.3	共通標準化基準の検討体制	21
5.3	その他の事項	21
第6	その他地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進に関し必要な事項（標準化法第5条第2項第5号）	21
6.1	地方公共団体への財政支援（標準化法第11条）	21
6.1.1	地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る財政支援に関する基本的考え方	21
6.1.2	デジタル基盤改革支援補助金	22
6.2	地方公共団体へのその他の支援（標準化法第9条第2項）	22
6.2.1	地方公共団体への意見聴取・情報提供等	23
6.2.2	市区町村の進捗管理等	23
6.2.3	デジタル人材に関する支援	24
6.2.4	都道府県の役割等（標準化法第9条第3項）	24

地方公共団体情報システム標準化基本方針

第1 はじめに

- 国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第5条第1項に基づき、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

第2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項（標準化法第5条第2項第1号）

2.1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義

- 我が国は、行政サービスの多くを地方公共団体が提供しており、それらを支える地方公共団体の基幹業務システムは、これまで、地方公共団体が個別に開発しカスタマイズしてきた結果として、次のような課題を抱えている。
 - (1) 維持管理や制度改正時の改修等において地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと
 - (2) 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まないこと
 - (3) 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいこと
- このような地方公共団体の基幹業務システムの状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化基準（標準化法第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化のために必要な基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務付け、標準準拠システムについてガバメントクラウド（デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第29条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が4.3.1に規定するとおり整備するものをいう。以下同じ。）を利用することを努力義務とする標準化法が令和3年（2021年）5月に成立し、標準化法に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進することとしている。
- 具体的には、次のとおりである。
 - (1) 国は、地方公共団体や基幹業務システムを提供する事業者の意見を丁寧に聴

き、標準化対象事務を処理するシステムについての標準化基準の策定及び変更を行う。

- (2) 国は、地方公共団体又は標準準拠システム等を提供する事業者にガバメントクラウドを利用させる。
- (3) 地方公共団体は、自ら又は事業者がガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムを利用する。
- (4) 地方公共団体は、独自施策等を講ずるため、当該地方公共団体が保有する標準準拠システムで利用する標準化されたデータを、必要なサービスを提供するためのシステムに利用することができる。

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組により、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指している。

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組の主たる目標は、次のとおりである。

- (1) 標準化基準の策定による地方公共団体におけるデジタル基盤の整備

- デジタル3原則に基づく業務改革（BPR）やデジタル処理を前提とした地方公共団体のベストプラクティスについて、その内容を反映した業務フローを基に標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体におけるデジタル化の基盤を整備する。

- (2) 競争環境の確保

- 事業者の競争環境を確保し、ベンダロックインを回避する。具体的には次のとおりである。

- ① 機能要件等の仕様の標準化とガバメントクラウドの活用により、アプリケーションレベルにおける複数の事業者による競争環境を確保する。
- ② データ要件・連携要件に関する標準化基準への適合性を確実に担保することにより、他事業者への移行をいつでも可能とする競争環境を適切に確保する。
- ③ ガバメントクラウドを活用することにより、スタートアップや地方の事業者も含め、各事業者において、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したシステムを全国展開する機会を得る。
- ④ 標準準拠システムの構築環境として複数のクラウドサービスから事業者が選

択可能な状態（マルチクラウド環境）を整備することにより、クラウドサービス提供事業者間の競争環境を確保し、クラウドロックインを防止するとともに、高い水準のセキュリティを担保しつつ、経済性の高いガバメントクラウドサービスを提供する。

(3) システムの所有から利用へ

- ガバメントクラウドを活用することで、地方公共団体が従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理する負担を軽減する。
- その上で、こうした負担を含めた業務全体に係るコストを抑え、削減することができた人的・財政的なリソースを、住民に寄り添って、真にサービスを必要とする住民に手を差し伸べるために必要な業務や、地域の実情に即した企画立案業務等本来職員が行うべき業務に注力できるようにする。

(4) 迅速で柔軟なシステムの構築

- 制度改正や突発的な行政需要への緊急的な対応等のために標準準拠システムを改修する必要がある場合には、当該法令の施行や緊急対応サービスの開始時期に間に合うよう、国が標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体が個別に対応する負担を軽減するとともに、当該改修の範囲を最小限にし、かつ、迅速に改修を行えるようにする。このため、次の点を念頭に置いてシステム構築を図る。
 - ① 標準準拠システムを、モダンアプリケーション（アプリケーションをサービス単位で疎結合（結合される各情報システムの独立性が高く、システム機能の結合レベルが緩やかな結合をいう。以下同じ。）に構成し、サービス同士をAPIで連携させるような設計構造をいう。以下同じ。）のアーキテクチャに基づき構築する。
 - ② ガバメントクラウドのマネージドサービス（運用を自動化するクラウドサービスをいう。以下同じ。）等を活用する。
- 標準準拠システムと情報連携する標準準拠システム以外のシステムのうち、地方公共団体が条例や予算に基づいて行う独自施策を実現するためのもの（以下「独自施策システム」という。）や標準化対象外機能（明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能）等を実現するためのシステムは、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合で構築すること等により、原則として標準準拠システムをカスタマイズしないようにする。

- 各地方公共団体が、自らの判断により、標準準拠システムで利用するデータ要件・連携要件に関する標準化基準に適合したデータのうち必要なデータを活用できるようにすることで、新しい行政需要に対応するため、国又は地方公共団体がガバメントクラウド上に全国で共用可能なシステムを迅速に構築することを可能とする。

(5) 標準準拠システムへの円滑な移行とトータルデザイン¹の実現

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とする。
- 具体的には、令和5年（2023年）4月から令和8年（2026年）3月までを「移行支援期間」と位置付け、地方公共団体の基幹業務システムが、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行う。
- また、標準準拠システムへの移行完了後に、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国は、デジタル3原則に基づくBPRを含めた業務全体の運用費用の適正化のための次の取組を行うことにより、当該目標の実現に向けた環境を整備する。
 - ① トータルデザインの考え方の下で、デジタル庁が標準準拠システムの共通機能や共通部品（申請管理を含むフロントサービスとの連携機能、認証機能、文字環境の3つを候補として注力する。）を開発し、全体としてより効率的なシステム構築や運用を行うための取組を、早期に標準準拠システムに移行し当該取組に積極的に協力する市町村と段階的に実証することとする。
 - ② ガバメントクラウド上での構築・運用を前提としたアプリケーションの開発・運用の高度化に挑戦するベンダのスキル・ノウハウを底上げするための支援を強力に行う。
 - ③ 標準仕様書において標準化すべきであるがされていない機能や過剰な機能等の検証・整理や、システム連携に関する効率的な検証環境の準備を進める。
- 情報システムの運用経費等の目標の達成に向けては、移行支援期間である令和7年度（2025年度）までの達成状況及び移行支援期間における実証等を踏まえ

¹ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年（2022年）6月7日閣議決定）において「国・地方・民間を通じたトータルデザイン」として考え方を示しているもの。

るとともに、為替や物価などのコスト変動の外部要因も勘案する必要があることから、令和7年度（2025年度）までの間、必要に応じた見直しの検討と達成状況の段階的な検証を行う。

- 令和7年度（2025年度）までに上記の取組を行うことで、国又は地方公共団体は、新たに地方公共団体の基幹業務システムのデータを活用した施策を講ずるに当たり、標準化されたデータの取り込みに対応したアプリケーションを、あらかじめガバメントクラウド上に構築することで、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- 基本方針の決定後、デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。その上で、総務省はデジタル庁とともに、地方公共団体に対して必要な助言を行い、適正な費用での安全な移行が担保される計画を作成する。加えて、総務省は、6.2.2のとおり、デジタル庁、制度所管府省及び都道府県とも連携して市区町村の進捗管理等の支援を行う。

第3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（標準化法第5条第2項第2号）

3.1 標準化対象事務の範囲

- 標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、標準化法第2条第1項に規定する「情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」であるかという観点から、選定する。
- 標準化対象事務の単位は、法令の規定の構造や、地方公共団体における業務フローやシステムの状況を踏まえて設定する。
 - (1) 地方公共団体以外の者が整備又は運用する主たる責任を有するシステム（以下「外部システム」という。）に係る事務については、標準化対象事務から除く。
 - (2) 地方公共団体が行っている独自施策のうち次に掲げるものについては標準化対象事務の中に位置付ける。
 - ① 標準準拠システムのパラメータの変更により実現可能であるものについては、標準機能又は標準オプション機能（5.1.1.1で定める標準オプション機能という。以下同じ。）として、標準化対象事務の中に位置付ける。
 - ② 国の調査又は地方公共団体からの提案により、独自施策をパターン化した結

果、標準的な機能として実現可能なもの（当該独自施策を実施している団体が極めて少数等により、費用対効果が極めて小さいものを除く。）については、標準オプション機能として、標準化対象事務の中に位置付ける。

- (3) 標準化対象事務と標準化対象外事務（標準化対象事務の範囲に含まれない事務をいう。以下同じ。）について区別が明確になるように、標準仕様書においてツリー図を作成する。ツリー図は、業務全体の事務を俯瞰し、標準化対象外事務を可能な限り列挙する。

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年デジタル庁令・総務省令第1号）について、標準化基準の検討過程を通じて、標準化対象事務を追加する必要がある場合には、標準化基準の更改を行う前に、当該標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府省（以下「制度所管府省」という。）の協力の下、総務省がデジタル庁とともに改正を行う。

3.2 標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加

- 標準化法第8条第2項は、地方公共団体において、「標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認める」ときは、「当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる」旨規定している。
- 地方公共団体が行っている独自施策のうち、標準化対象外事務において、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標等を踏まえると、標準準拠システムのカスタマイズについては、原則として不可であり、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合で構築することが望ましく、真にやむを得ない場合に限るものとする。

3.3 推進体制

3.3.1 制度所管府省の役割及び連携

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組における制度所管府省の主な役割分担は、次のとおりとする。
 - (1) 制度所管府省は、所管する事務が効率的かつ効果的に実施されるようにする観

点から、標準化法第6条第1項に基づき定める基準（以下「機能標準化基準」という。）の策定及び変更を行う。

(2) デジタル庁は、情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること等を所掌する観点から、機能標準化基準を策定及び変更する制度所管府省を支援するとともに、各標準化対象事務間で整合するよう調整を図りながら、総務省とともに、標準化法第7条第1項に基づき定める基準（以下「共通標準化基準」という。）の策定及び変更を行う。

(3) 総務省は、国と地方公共団体との連絡調整に関することを所掌する観点から、デジタル庁や制度所管府省、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3第1項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。以下「地方3団体」という。）と協力して、各地方公共団体が標準化システムに円滑に移行できるよう支援する。

- 制度所管府省は、上記の役割分担の下、デジタル庁を司令塔として、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を効率的かつ効果的に推進するよう、相互に協力する。

3.3.2 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組を円滑に進めるため、デジタル庁が事務局となって、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係府省会議（以下「関係府省会議」という。）を定期的を開催し、制度所管府省における取組の進捗管理や情報共有等を行う。詳細は関係府省会議において別途定める。

3.4 標準化法に基づく意見聴取等

3.4.1 基本方針の作成及び変更に係る意見聴取（標準化法第5条第4項）

- 基本方針の案を作成又は変更しようとするときは、あらかじめ、地方3団体その他の関係者の意見を聴く。

3.4.2 標準化基準の作成及び変更に係る意見聴取等（標準化法第6条第3項及び第7条第3項）

- 標準化基準の作成に当たっては、デジタル庁が別途定める方法により、その検討過程を公開し、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握するため、地方公共団体や事業者から幅広く意見の聴取を行う。

- また、標準化基準の案については、意見公募を行うなど地方公共団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる。

3.4.3 その他の意見聴取等

- 上記のほか、地方公共団体への意見聴取等については、6.2.1のとおりとする。

第4 共通標準化基準に関する基本的な事項（標準化法第5条第2項第3号）

4.1 データ要件・連携要件に関する標準化基準に係る事項（標準化法第5条第2項第3号イ）

- データ要件・連携要件に関する標準化基準は、データ要件の標準及び連携要件の標準で構成する。

4.1.1 データ要件の標準

- データ要件の標準とは、機能標準化基準を実現するために必要なデータのレイアウト（データ項目名、型、桁数等の属性を定義したもの）の標準である。
- 標準準拠システムは、当該標準準拠システムが保有するデータを、データ要件の標準に定めるとおり、必要に応じて、任意のタイミングで出力することができるようにしなければならない。ただし、標準準拠システムのデータベースの構造その他の実装方法については、標準準拠システムを提供する事業者の競争領域とし、必ずしも、データ要件の標準に定めるとおりとする必要はない。

4.1.2 連携要件の標準

- 連携要件の標準とは、各標準準拠システムが機能標準化基準に適合できるようにし、かつ、標準準拠システム以外のシステムと円滑なデータ連携を行うことができるようにするため、標準準拠システムから、他の標準準拠システム及び標準準拠システム以外のシステムに対し、データ要件の標準に規定されたデータ項目を、データ連携するための要件（(a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの「標準準拠システム等」（4.3.2で定義するシステムをいう。以下同じ。）に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）するかについての要件）とそのためのデータ連携機能の要件を規定する標準である。
- 標準準拠システムは、連携要件の標準に定めるとおり、システムを実装しなけれ

ばならない。

- ただし、事業者が複数の標準化対象事務に係る標準準拠システムを、1つのパッケージとして一体的に提供する場合においては、当該パッケージ内におけるデータ連携については当該事業者の責任において対応することとし、必ずしも、データ連携機能の要件に定めるとおり、データ連携機能を実装する必要はない。また標準準拠システムに段階的に移行する場合においては、各団体における移行方法を踏まえ、最も合理的で円滑な移行を進める上で合理的に説明し得る範囲及び期間内で、必ずしも、連携要件の標準に適合する必要はない。

4.1.3 機能標準化基準との関係

- データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準を実現するために必要不可欠なものであることから、各標準化対象事務の機能標準化基準との整合性を確保しなければならない。

4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係

- 標準準拠システムと情報連携する標準準拠システム以外のシステムには、標準化対象外の事務を実現するためのシステム（独自施策システムや外部システム等）や標準化対象外機能（明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能）等を実現するためのシステムがある。
- これらのシステムと標準準拠システムとの関係は、次のとおりである。

(1) 標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）との関係

- 標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。以下(1)において同じ。）は、標準準拠システムと情報連携する場合には、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築することになる。
- この場合、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携については、連携要件の標準に規定する。
- ただし、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、その最も適切な在り方を事業者と地方公共団体で協議していくことを前提に、当分の間、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムとの間の連携等を行うことを可能とする。

(2) 外部システムとの関係

- 標準準拠システムと外部システムとの連携に当たっては、標準準拠システムのデータ要件・連携要件に関する標準化基準との整合性を確保しなければならない。

4.2 サイバーセキュリティ等に係る事項（標準化法第5条第2項第3号ロ・ニ）

- サイバーセキュリティ等に関する標準化基準として、標準準拠システムのセキュリティ、可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、システム環境・エコロジーに係る機能要件以外の要件（非機能要件）について、指標、選択レベル及び選択時の条件の標準を定める。
- 上記のほか、地方公共団体が利用する標準準拠システム等の整備及び運用に当たっては、総務省が作成する地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを参考にしながら、セキュリティ対策を行うものとする。
- その際、ガバメントクラウド上に構築される標準準拠システム等については、次の考え方に従うものとする。
 - (1) 地方公共団体は、クラウドサービス等の提供、保守及び運用（4.3.5.1(1)）に基づき、地方公共団体の責任とされる範囲において具体的なセキュリティ対策を行う。
 - (2) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第10号に規定するものをいう。）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。）の端末・サーバ等と専用回線により接続されるガバメントクラウド上の領域についてもマイナンバー利用事務系として扱う。

4.3 ガバメントクラウドの利用に係る事項（標準化法第5条第2項第3号ハ）

4.3.1 ガバメントクラウドの位置付け

- ガバメントクラウドは、デジタル庁が調達するものであって、地方公共団体が標準準拠システム等を利用できるよう、地方公共団体に対し提供するクラウドサービス及びこれに関連するサービス（以下「クラウドサービス等」という。）である。
- 地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、努力義務とされている。地方公共団体は、標準準拠

システムの利用において、ガバメントクラウドの利用を第一に検討すべきであるが、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、当該ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない。

- 本章におけるガバメントクラウドに係る記述は、地方公共団体がガバメントクラウドを利用する場合における基本的事項であり、詳細については、デジタル庁が別途定める。ただし、地方公共団体の利用に当たって影響を及ぼす事項については、総務省と協議するものとする。また、個人情報の取扱いに影響を及ぼす事項については、個人情報保護委員会と協議するものとする。

4.3.2 ガバメントクラウド上に構築することができるシステム

- 次に掲げる標準準拠システム等については、ガバメントクラウド上に構築することができる。
 - (1) 標準準拠システム
 - (2) 関連システム（標準準拠システムと業務データのAPI連携等を行うシステムのほか、標準準拠システムと同じくガバメントクラウドに構築することが効率的であると地方公共団体が判断するシステムをいう。）

4.3.3 ガバメントクラウドの調達及び提供方式

- デジタル庁は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のクラウドサービスリストに登録されたクラウドサービスからデジタル庁が別途定める要件を満たすクラウドサービス等を提供するクラウドサービス事業者（以下「CSP」という。）と契約を締結する。
- デジタル庁は、CSPからクラウドサービス等の提供を受け、別途定める方式により、当該クラウドサービス等を利用する環境を、地方公共団体に対し提供する。

4.3.4 ガバメントクラウドの利用

- 地方公共団体又は地方公共団体が指定するガバメントクラウドの運用管理を行う事業者（以下「ガバメントクラウド運用管理補助者」という。）は、割り当てられたクラウドサービス等を別途定める範囲内で自由に構成することができる。ただし、当該クラウドサービス等は、地方公共団体がガバメントクラウド上で業務を行うための利用に限って必要な環境をデジタル庁が提供するものであり、標準準拠システム等の開発行為等専らASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の利益に

なる行為に利用してはならない。

4.3.5 責任分界の考え方

4.3.5.1 システム管理上の責任分界

(1) クラウドサービス等の提供、保守及び運用

- 地方公共団体又はガバメントクラウド運用管理補助者は、提供されたクラウドサービス等の運用管理義務を負う。
- ただし、C S Pが管理するプラットフォームや物理的設備等についてはC S Pの責任範囲となり、地方公共団体との関係においては、デジタル庁の責任範囲となる。

(2) 電気通信回線の確保及び維持

- ガバメントクラウドの利用に係る電気通信回線のうち、デジタル庁が指定する接続地点と地方公共団体との間の電気通信回線については、地方公共団体が確保及び維持する責任を負う。

4.3.5.2 サービス品質保証（S L A）

- デジタル庁は、C S Pが定めるクラウドサービス等におけるS L Aに基づき、地方公共団体等が利用するガバメントクラウドの各クラウドサービス等に関するサービスレベルを地方公共団体に提示することとする。
- その上で、デジタル庁は、ガバメントクラウドを利用しようとする地方公共団体とS L Aを締結する。

4.3.5.3 ガバメントクラウドに起因して発生した損害の賠償責任

- ガバメントクラウドに関しC S Pの責めに帰すべき事由に起因して地方公共団体が損害（S L Aが満たされないことに起因して発生する損害を含む。）を受け、デジタル庁に対して損害賠償請求をした場合、デジタル庁は、当該損害についてC S Pに対して損害賠償請求を行い、C S Pから賠償金の弁済を受領できた金額を上限として、地方公共団体に対して損害賠償責任を負う。
- C S Pに帰責性がなく、デジタル庁の責めに帰すべき事由に起因して地方公共団体が損害を受けた場合、デジタル庁は、地方公共団体に対して損害賠償責任を負う。

4.3.5.4 個人情報取扱い

- デジタル庁は、ガバメントクラウドの提供に当たり、個人の権利利益を保護しつつ、地方公共団体の保有する個人番号をその内容を含む電子データを自ら取り扱わない旨を地方公共団体との契約において定めるとともに、デジタル庁自身が、デジタル庁が提供するガバメントクラウド利用システム個別領域（ガバメントクラウドにおいて利用者がクラウドサービス等を利用することができる範囲をいう。）にアクセスして個人番号をその内容を含む電子データを参照又は取得することができないよう、アクセス制御を行う。その結果、デジタル庁が行うガバメントクラウドを利用する環境を提供することは、番号法に規定する個人番号利用事務等の委託に該当しないこととなる。
- 地方公共団体は、ガバメントクラウド上の自ら管理するデータについて、番号法に基づき、自ら適切な安全管理措置を講ずる必要がある。また、当該データのうち個人情報については、令和5年4月以降、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）等を踏まえつつ、外的環境の把握を含む必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要がある。
- デジタル庁は、当該安全管理措置に関連し、個人情報保護委員会の協力を得て、地方公共団体に対し、技術的な助言等を行うとともに、地方公共団体は、自ら実施する安全管理措置の実施に必要な範囲において、デジタル庁に対して、追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることができる。デジタル庁は、当該求めの内容がCSPの管理責任の範囲にある場合は、CSPに追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることとする。

4.3.5.5 ガバメントクラウドの利用料

- 地方公共団体の基幹業務システム等が活用するガバメントクラウドの利用料については、クラウド利用料は地方公共団体が現行システムで負担する運用経費に相当するものであること、標準準拠システムを効率的に構築・運用していくための競争環境を適切に確保していく必要があること、ガバメントクラウド上の各種サービスへの円滑な接続など他の環境にはない利点があることを踏まえ、ガバメントクラウドの利用に応じて地方公共団体に負担を求めることについて、業務全体の運用コストや利用料等の見通しの情報を明らかにした上で、デジタル庁、総務省、財務省、地方公共団体等が協議して検討を行う。

- 現行システムからの円滑なデータ移行・ガバメントクラウド上のシステムへの連携を実現するとともに、業務全体の運用コストの適正化により、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等の3割削減の実現につなげるため、早期にガバメントクラウドへ移行し、国が行う検証等の取組に積極的に参加する団体に対しては、標準準拠システムを効率的に運用するために検証を行いながら移行を進められるよう、技術的支援に加え、当該検証等に要する費用を国が支援するなど、必要な支援について予算編成過程において検討を行う。

4.4 共通機能の標準に関する事項（標準化法第5条第2項第3号ニ）

4.4.1 共通機能の標準

- 共通機能とは、標準準拠システムを用いて業務を行う際に必要な機能であって、全ての標準化対象事務に係る標準準拠システムに共通する機能である。
- デジタル庁は、共通機能の標準を作成することとし、地方公共団体は、事業者が提供する当該標準に準拠する共通機能を選択する。
- 共通機能の標準の作成方針については、次のとおりとする。
 - (1) 標準準拠システムにおける共通機能とのインターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにするため、共通機能と標準準拠システムとのインターフェースについて標準を作成する。
 - (2) 共通機能における外部システムとのインターフェース部分は、外部システムのインターフェース仕様に従う。
 - (3) 共通機能の内部の機能については、最低限の実装必須機能について標準を作成することとし、各事業者が共通機能の内部の機能を新たに追加することや、共通機能と疎結合の形で新たに機能を作ることも妨げない。
- 共通機能の標準は、上記の作成方針にしたがって、次の機能について定めることを基本とする。
 - (1) 申請管理機能（申請者が地方公共団体に対し申請手続等を行うマイナポータル等と標準準拠システムの間を連携する機能）
 - (2) 庁内データ連携機能（標準準拠システムが、他の標準準拠システムにデータを送信又は他の標準準拠システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能）
 - (3) 住登外者宛名番号管理機能（庁内で管理する住登外者を一意に特定するための住登外者宛名番号を管理する機能）
 - (4) 団体内統合宛名機能（団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバと連携する機能）

(5) EUC機能（職員自身が表計算ソフト等を用いて情報を活用するために基幹業務システムのデータを抽出、分析、加工、出力する機能）

○ デジタル庁は、ガバメントクラウドのマネージドサービス等、運用経費削減等に資する機能について随時リファレンスとして情報提供する。

4.4.2 ドキュメントの版管理

○ 標準化基準に基づくドキュメント（標準仕様書等）についての版管理については、デジタル庁が別途定める。

第5 標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項 （標準化法第5条第2項第4号）

5.1 機能標準化基準

5.1.1 機能標準化基準の策定方針

5.1.1.1 標準の定め方

○ 機能標準化基準は、標準化対象事務に係る業務フローを、デジタル庁が別途定める記述方式により作成し、人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け、システムが行う作業を実現するために、システムが提供する機能に関する要件の標準を規定するものである。

○ 機能標準化基準の策定に当たって、制度所管府省は、多様な地方公共団体の実態を把握するよう努める。なお、都道府県が法令上事務の主体となっている基幹業務については、都道府県と市区町村とを比べ、実施主体が多い方を基本として、地方公共団体の実態を把握することとする。

○ 機能標準化基準の策定に当たっての基本的な考え方は、次のとおりとし、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、制度所管府省が責任を持って定める。

(1) システム上、既に実装している機能については、複数の事業者が提供する複数のパッケージシステムが持つ機能を比較して標準と決めたもの（以下「パッケージ標準機能」という。）を基準として、地方公共団体の基幹業務システムが実装している機能と比較検討し、業務フローを参照しながら、最適な機能を次のとおり、標準として定めることを基本とする。

① パッケージ標準機能に対して、地方公共団体の基幹業務システムが同じ機能を提供している場合には、当該パッケージ標準機能を標準と定める。

- ② パッケージ標準機能に対して、地方公共団体の基幹業務システムが異なる機能を提供している場合には、当該異なる機能が次に定める事項に該当するときは、当該異なる機能を最適な機能として標準として定める。
- (a) 当該機能を提供している理由が、当該地方公共団体の特殊な理由によるものではなく、一般の地方公共団体にとっても当てはまるものであること
 - (b) 当該機能の導入について、費用対効果が見込まれること
 - (c) 当該機能が、一般の地方公共団体にとって、下記の3つのいずれかに当てはまると判断されること
 - (イ) 業務の効率化につながるものであること
 - (ロ) 業務の過誤防止につながるものであること
 - (ハ) 住民サービスの向上につながるものであること
- (2) システム上、新たに実装する機能については、業務フローを参照しながら、地方公共団体や複数の事業者と協議して、ベストプラクティスと見込まれる機能を標準とする。
- 機能標準化基準において規定する機能の要件には、(1)実装必須機能、(2)標準オプション機能、(3)実装不可機能のいずれかの分類を、機能ごとに明記する。
- (1) 実装必須機能は、標準準拠システムに実装しなければならない。
 - (2) 標準オプション機能は、標準準拠システムに実装してもしなくても良い機能である。地方公共団体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、その違いを吸収するため、やむを得ない場合に設定する。事業者が標準オプション機能を実装するかどうかを判断して標準準拠システムを構築し、複数の事業者が構築した標準準拠システムの中から、地方公共団体は、自らの団体に適したものを選び、当該標準準拠システムを提供する事業者と契約して利用する。
 - (3) 実装不可機能は、標準準拠システムに実装してはならない。また、標準準拠システムと疎結合で構築することもできない。

なお、(1)～(3)のいずれにも位置付けられていない機能については、原則(3)として扱うものとする。ただし、自治体や事業者の創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合であって、他の地方公共団体においても当該機能の必要性が高いと考えられるものについては、当該機能の取扱いを標準仕様書の作成・更新過程において検討することとし、必要に応じて標準仕様書に規定する。その間、実験的に実装を希望する地方公共団体は、費用対効果の検討結果を他の地方公共団体と共有することを前提とするなど、標準仕様書の検討に資するよう取り組むこととし、実装は標準準拠システムと疎結合で構築する。
- 標準仕様書において、明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能である場合は、標準準拠システムと疎結合で構築する。

- デジタル庁は、機能標準化基準間の整合性を確保する必要がある場合には、横並びの調整を行う。また、デジタル庁は、各標準化対象事務の機能標準化基準に、横断的な課題がある場合には、必要な調査等を実施し、調整を行う。

5.1.1.2 分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準

- 標準準拠システムについて、一の業務をさらに細分化した単位での分割調達を可能とする場合には、細分化した単位（以下「サブユニット」という。）を1システムと捉え、サブユニットについては、機能標準化基準の構成（5.1.1.3）に加え、サブユニット間の連携に係る機能についても漏れなく機能標準化基準に規定する。

5.1.1.3 機能標準化基準の構成

- 機能標準化基準は、機能要件の標準、画面要件の標準及び帳票要件の標準で構成する。

5.1.1.3.1 機能要件の標準

- 機能要件とは、システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等の要件を規定するものである。
- 機能要件の標準は、多くの地方公共団体職員等が容易に理解することができるよう、より具体的に、誤解のないよう表記する。
- 制度所管府省は、データ要件・連携要件に関する標準化基準の作成作業をより効率的に行うため、機能要件の標準の検討段階において、標準準拠システムが管理すべきデータ項目との整合や帳票要件の標準との整合を図りながら、入出力するデータ項目を具体化及び明確化して、機能要件の標準に記載する。

5.1.1.3.2 画面要件の標準

- 画面要件とは、システムが出力する画面に関する要件を規定するものである。画面は、通常は事業者の競争領域であることから、画面がカスタマイズの主要因となっている場合に限り、画面要件の標準を作成する。

5.1.1.3.3 帳票要件の標準

- 帳票要件とは、システムから出力する帳票・様式に関する要件を規定するものである。
- 帳票には、(1)住民向けの帳票・様式（通知・証明書等）と、(2)職員向けの帳票・様式（確認のための一覧表等）がある。
 - (1) 住民向けの帳票・様式については、既に外部システムにおける仕様等で規定され、カスタマイズの主要因となっていない帳票・様式等を除いて、標準を定める。
 - (2) 職員向けの帳票・様式については、紙への出力を前提とするのではなく、EUC機能等を利用して画面で確認する等のデジタル化を原則とし、真に必要なものに限定して、標準を定める。
- 帳票要件の標準は、(1)帳票ID、(2)帳票のレイアウト、(3)帳票の諸元表で主に構成する。
 - (1) 帳票IDは、帳票の管理や電子的な交付等を行う際に利用する。統一的なIDの振り方については、デジタル庁が別途定める。
 - (2) 帳票のレイアウトは、標準化されていない場合にはカスタマイズの発生原因となるため、標準を定めることを基本とする。
 - (3) 帳票の諸元表は、データ要件の標準と整合性を保たなければならない。なお、二重管理を避けるなどの観点から、データ要件の標準をもってこれに代えることができる。

5.1.1.4 機能標準化基準の作成時期

- 機能標準化基準は、対象となるシステムで処理する標準化対象事務が指定された日から起算して、原則として1年間で作成する。
- 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）に係る機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書については、令和4年（2022年）8月までに作成又は改定されたところであり、主務省令はその後に定める。

5.1.2 機能標準化基準の変更方針

- デジタル3原則に基づく業務改革（BPR）や、制度変更、技術の進化や施策の

推進等により、機能標準化基準に追加・変更すべき機能が生じる場合、機能標準化基準を変更する必要がある。

- 変更は、5.1.1.1 から 5.1.1.3 までの規定に準じて行う。作成及び施行の時期については、次のとおりとする。

5.1.2.1 法令改正の場合

- 制度所管府省は、標準化対象事務に関連する法令改正を検討する場合には、速やかにデジタル庁及び総務省と協議し、機能標準化基準の変更のためのスケジュールを作成する。
- 制度所管府省は、当該法令改正に伴う標準準拠システムの改修について施行日までに余裕を持って対応できるようにするため、法令改正が行われてから機能標準化基準の変更を検討するのではなく、法令改正の検討と同時に、機能標準化基準の変更を検討する。
- 機能標準化基準の変更の検討に当たっては、機能要件の標準等を踏まえて、データ要件・連携要件に関する標準化基準等を定める必要があることから、制度所管府省は、随時、デジタル庁及び総務省と協議する。

5.1.2.2 地方公共団体からのデジタル3原則に基づく業務改革（BPR）の提案受付

- デジタル庁は、デジタル庁が別途定めるところにより、定例的に、地方公共団体に対し、デジタル3原則に基づく業務改革（BPR）を踏まえた、標準準拠システムの改修の必要性を照会することとし、提案内容について制度所管府省と共有する。
- 制度所管府省は、当該提案が合理的なものである場合には、デジタル庁及び総務省と協議をして、機能標準化基準の変更のためのスケジュールを作成し、地方公共団体の意見や事業者の意見を聴いて、機能標準化基準を変更する。

5.1.3 機能標準化基準への適合性の確認（標準化法第9条第1項）

- 機能標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有している。
- 標準準拠システムは、実装必須機能及び標準オプション機能を実装し、それら以

外の機能を実装してはならないことから、地方公共団体は、標準準拠システムを利用する前に、それらの機能が実装されていること及びそれらの機能以外が実装されていないことを確認する必要がある。

- 地方公共団体が機能標準化基準に適合しているかどうかの確認を効率的に行うことができるよう、事業者は地方公共団体に提示する標準準拠システムの提案書やマニュアル等において、機能標準化基準に規定される機能IDごとにどの操作・画面において当該機能が実装されているのかを明示するものとする。その他、地方公共団体の確認の負担を軽減する方策について引き続き検討を行う。
- 制度所管府省は、地方公共団体から機能標準化基準の適合性の確認において疑義が生じ、照会があった場合には、速やかに詳細を把握するなどし、5.1.4で定める検討会の場で議論をするなどしながら、解釈を示すなどの対応を行う。

5.1.4 機能標準化基準の検討体制

- 制度所管府省は、機能標準化基準の作成及び変更等に当たって、地方公共団体や事業者の意見を反映させるため、検討会を開催する。
- 検討会の構成員は、有識者、地方公共団体の職員、地方3団体の職員、基幹業務システムを構築する事業者、デジタル庁職員、総務省職員等が考えられるが、標準化対象事務の性質や基幹業務システムの状況に応じて定めるものとする。

5.2 共通標準化基準

5.2.1 共通標準化基準の策定及び変更

- 共通標準化基準については、第4に示す基本的な事項に基づき、デジタル庁が総務省と協議し、策定する。
- 特に、データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準と密接に関係することから、制度所管府省と密に連携しながら、策定することとする。
- その他の共通標準化基準の策定及び変更に関する事項は、機能標準化基準の策定及び変更に関する事項に準ずる。

5.2.2 共通標準化基準の適合性の確認

- 共通標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公

共団体が一義的に責任を有する。

- 共通標準化基準のそれぞれの構成要素における適合性の確認については、次のとおりとする。
 - (1) データ要件・連携要件に関する標準化基準の適合は、データ連携やデータの利活用の観点から実装面においても十分に確保されている必要があることから、標準準拠システムは、デジタル庁が提供するツールを使って実施されるデータ要件・連携要件に関する標準化基準に係る適合確認試験に合格したシステムでなければならないこととするとともに、当該ツールは地方公共団体に提供することにより、地方公共団体が行う適合性の確認の負担を軽減する。
 - (2) 非機能要件の標準については、常時、適合性確認を行うことが困難な項目も含まれることから、地方公共団体がSLAその他受注者との取決めの項目として明示することで適合性を担保することとする。
 - (3) 共通機能の標準の適合性確認については、機能標準化基準の方法に準ずる。

5.2.3 共通標準化基準の検討体制

- 共通標準化基準は、デジタル庁を中心に、制度所管府省と協力しながら検討を進める。

5.3 その他の事項

- 5.1 及び 5.2 に掲げるもののほか、標準化基準に関することについては、制度所管府省や地方公共団体、事業者の意見を聴いて、デジタル庁及び総務省が協議して定める。

第6 その他地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進に関し必要な事項(標準化法第5条第2項第5号)

6.1 地方公共団体への財政支援(標準化法第11条)

6.1.1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に係る財政支援に関する基本的考え方

- 地方公共団体を含めた情報システムの全体のトータルデザインの実現の観点からは、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を着実に進めることが重要である。このため、標準準拠システムへの移行に要する経費に対しては、国が必要な財政支援を行うこととする。この財政支援に当たっては、デジタル基盤改革支援補助金(6.1.2)を活用する。

6.1.2 デジタル基盤改革支援補助金

6.1.2.1 デジタル基盤改革支援基金の造成・執行

- 6.1.1の財政支援等を行うため、令和2年度第3次補正予算により地方公共団体情報システム機構（J-LIS）にデジタル基盤改革支援基金を造成した。デジタル庁は、当該基金の執行について、情報システム整備方針に基づき、総務省を通じて適切に統括・監理を行う。
- 対象経費の詳細や補助金の申請等に係る手続の詳細は、別途J-LISにおいて規定する。

6.1.2.2 デジタル基盤改革支援補助金の事業実施方法等

- デジタル基盤改革支援補助金は、各地方公共団体の標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、標準化対象事務の処理に係る情報システムに関して地方公共団体が行う、ガバメントクラウド上で構築された標準準拠システムへの移行に係る事業を対象とし、当該事業に必要な一時経費（導入経費）に係る財政支援を行う。
- また、ガバメントクラウドを活用した環境で構築された標準準拠システムへの移行に対して補助することが原則であるが、ガバメントクラウド以外の環境で構築された標準準拠システムへの移行に係る事業については、次の条件をいずれも満たすものを例外的に対象に含める方向で、検討を行う。
 - ① ガバメントクラウドと性能面・経済合理性等を定量的に比較した結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと
 - ② 当該環境とガバメントクラウドを接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システム等と、必要なデータを連携させることを可能とすること
- 上記の経費については、各地方公共団体に示した上限額の範囲で、補助率を10/10で措置することとする。

6.2 地方公共団体へのその他の支援（標準化法第9条第2項）

- 国は、地方公共団体が計画的に、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組を進められるよう、財政支援（6.1）のほか、以下の支援を行う。

6.2.1 地方公共団体への意見聴取・情報提供等

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進に当たり、デジタル庁は、デジタル改革共創プラットフォームを活用し地方公共団体と対話を行う。
- 制度所管府省は、各府省で策定した機能標準化基準の作成、変更及び解釈に関する問合せ窓口を、デジタル庁は、共通標準化基準の作成、変更及び解釈に関する問合せ窓口を、それぞれ設けることにより、地方公共団体及び地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に取り組む事業者に対し、標準化基準の作成、変更及び解釈に関する情報提供を行う。
- 3.4.1 及び 3.4.2 による意見聴取等並びに上記の取組のほか、デジタル庁及び制度所管府省は、議論の過程の透明化やウェブサイト等への公表、目標・取組・スケジュール等の段取りに係る地方公共団体への情報提供、地方公共団体への丁寧な意見聴取、地方3団体等と連携した計画的な移行推進等を行う。

6.2.2 市区町村の進捗管理等

- 総務省は、令和3年（2021年）に作成した標準準拠システムへの移行に向けた標準的な取組を盛り込んだ手順書（以下「手順書」という。）について、ガバメントクラウドへの移行に係る課題の検証を行う先行事業の結果なども踏まえながら、必要な見直しを行い、改定する。
- 総務省は、各地方公共団体が手順書を踏まえて市区町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、デジタル庁、制度所管府省及び都道府県とも連携して市区町村の進捗管理等の支援を行う。
- 具体的には、総務省は、市区町村からの進捗状況等の報告、標準準拠システムへの移行に向けた課題や質問の問合せ機能等を有する市区町村の進捗管理等支援ツールを構築し、デジタル庁、制度所管府省及び都道府県と連携して運用する。
- 特に、当該ツールに寄せられた課題、質問等のうち、各制度所管府省に共通するものについては、総務省がデジタル庁とともに、制度所管府省の所管業務に関するものについては、各制度所管府省において、それぞれ迅速に対応する。
- 上記に定めるもののほか、市区町村の進捗管理等支援ツールの運用については、総務省が、デジタル庁及び制度所管府省と協議して別途定める。

6.2.3 デジタル人材に関する支援

- デジタル庁及び総務省は、都道府県と連携して、複数市区町村での兼務を含め、デジタル人材のＣＩＯ補佐官等としての任用等が推進されるように支援する。また、地方公共団体職員との対話や研修、人事交流等を通じて地方公共団体のデジタル人材育成に寄与する。

6.2.4 都道府県の役割等（標準化法第9条第3項）

- 標準化対象事務の多くは、主として市区町村が処理するものであるが、都道府県において標準化対象事務を処理するシステムを利用している場合は、都道府県においても標準準拠システムの利用が義務付けられることから、市区町村と同様に、標準準拠システムへの移行が必要となる。
- また、標準化法においては、都道府県が市区町村への必要な助言、情報提供等を実施することに係る努力義務が規定されている。このため、都道府県は、広域自治体としての主導的役割として、管内市区町村の基幹業務システムの統一・標準化の進捗管理等を行う立場にある。具体的には、6.2.2に規定する進捗管理等支援ツールを用いて、国や管内市区町村との連絡調整や、助言、情報提供について、主体的かつ主導的な役割を果たすこととする。